

新型自動振替専用定期積金（デジタル積金）商品概要書

令和7年4月25日現在

商 品 名		新型自動振替専用定期積金（デジタル積金）
販 売 対 象		「デジタル通帳」を契約している個人及び個人事業主
期 間		1年以上5年以内
預入	預入方法	新規・継続ともに預入できます。
	預入金額	5千円以上（千円単位）
	受入方法	自動振替
払 戻 方 法		満期日に振替元口座に給付契約金（税引後）の金額を入金します。
利息	適用金利	契約時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
	給付補てん金の支払方法	給付補てん金は満期日に一括して支払います。
	計算方法	給付補てん金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金		利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 なお、マル優の利用はできません。 ※ 2037年12月31までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
中途解約の取扱い		原則、満期日前の中途解約はできません。但し、当金庫が認める場合を除く。（中途解約に関するご相談は以下のとおり） ➤ 受付窓口及び受付時間：お取引店の窓口営業時間 ➤ 受付方法：契約者ご本人による電話受付 ➤ 解約実施日：受付時に解約予定日（予定時間）をご案内します。
金利情報入手方法		当金庫ホームページもしくは、お取引店にご照会ください。
苦情処理措置		本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部リスク統括部コンプライアンス担当（受付時間9時から17時 電話0983-32-0690）で受け付けています。

紛争解決措置	熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、および、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク統括部コンプライアンス担当または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考事項	➤ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ➤ 掛込が3か月延滞した場合は自動解約となり解約金は振替元口座にご入金させていただきます。。 ➤ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保険の対象となります（当金庫に同一名義で複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ➤ この商品への掛込は振替元口座からの自動振替のみとし、第3者口座からの振替や得意先による集金、窓口でのご入金はお取り扱いできません。 ➤ この商品の掛け込み状況につきましては、「デジタル通帳」もしくは「インターネットバンキング」により、お客さまご本人でご確認いただきます。 ➤ 満期をお知らせするダイレクトメール及び解約に伴う計算書は郵送いたしません。 ➤ お申込時に継続契約をご希望されたお客さまにつきましては、満期日に継続処理させていただきますので、「デジタル通帳」もしくは「インターネットバンキング」にて初回のご入金をご確認ください。なお、満期日が休日の場合は翌営業日となります。 ➤ 継続中止をご希望される場合は、お取引店へご連絡ください。